

広島県教育委員会教育長 様

令和 年 月 日

広島県高校生等奨学給付金受給申請書（国公立高等学校等用）

次の事項を確認及び同意の上、広島県高校生等奨学給付金の受給を申請します。

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
この申請書に虚偽の記載があった場合は、広島県の求めに従いその全額を即時返還します。
私は広島県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っていません。
この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

申請者住所、申請者氏名、申請者の連絡先、高校生等との関係

※ 平日日中に連絡がとれる電話番号を記入してください。

【対象となる高校生等について】

氏名、生年月日、昭和平成、学校名称、学校の種類・課程・学科、在学期間、過去の高等学校等における在学期間及び受給状況

【扶養親族等の状況について】（非課税世帯のみ記入してください。）

※ 申請者と同一世帯に7月1日現在、上記の「対象となる高校生等」以外に15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合には、必ず記入してください。

Table with columns: 世帯員の状況, 続柄, 氏名, 生年月日, 在学名・学年・職業等, 給付金の申請の有無, 課程, 備考

【裏面に続きます。】

※事務処理欄（申請者は記入しないでください）

校番・所属コード, 生徒番号, 支給額, 道府県民税・市町村民税所得割額, 確認済書類, 同一世帯状況

【保護者等の収入の状況について】 次の(1)又は(2)の該当する口に✓印を付けてください。

**(1) 生活保護（生業扶助）受給世帯の方**

**生活保護（生業扶助）を受給しています。（7月1日時点）**

本年7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給しているため、そのことが分かる証明書を提出します。

次の①又は②のいずれか該当する口に✓印を付けてください。

- |   |                          |   |
|---|--------------------------|---|
| ① | <input type="checkbox"/> | 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（別紙様式）を提出します。 |
| ② | <input type="checkbox"/> | 生活保護受給証明書等（生業扶助を受給している旨の記載があるもの）を提出します。                       |

本年1月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条の規定による生活扶助を受給していない場合、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税の証明書等を添付してください。

**(2) 道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯の方**

**生活保護（生業扶助）を受給していません。（7月1日時点）**

私の世帯は、本年7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受けていないことを誓約します。

次の(ア)の①～⑤又は(イ)のいずれか該当する口に✓印を付けてください。

(ア) 次の者の課税証明書等又は生活保護受給証明書（本年1月1日現在の生活保護（生活扶助）受給世帯の場合）を提出します。

（課税証明書等を提出する場合は①から⑤までのいずれかの口に✓印を付けてください。）

- |   |                          |   |
|---|--------------------------|---|
| ① | <input type="checkbox"/> | <b>親権者2名分（両親）</b>   |
|   |                          | <b>親権者1名分</b> （一時的に親権を行う児童相談所長，児童福祉施設の長である場合は親権者に含まれません。）   |
| ② | ア                        | <input type="checkbox"/> 親権者の1人が控除対象配偶者であり、かつ100万円以下の収入のため、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課されていない場合   |
|   | イ                        | <input type="checkbox"/> 離婚，死別等により親権者が1名の場合   |
|   | ウ                        | <input type="checkbox"/> 親権者が存在するものの，特別な事情によりやむを得ず，親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合等  |
| ③ | <input type="checkbox"/> | <b>未成年後見人（ ）名分</b><br>親権者が存在せず，未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は，全員分）<br>※ 未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきとされている者である場合は，その者を除く。 |
| ④ | <input type="checkbox"/> | <b>生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分</b><br>・親権者又は未成年後見人が存在しない場合<br>・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等                                     |
| ⑤ | <input type="checkbox"/> | <b>生徒本人</b><br>親権者，未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり，成人に達している場合等  |

(イ) 次の理由により，課税証明書等を提出しません。

所得確認の対象が生徒本人（上記⑤に該当する場合）であるが，未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

**【振込先金融機関】（奨学給付金の振込を希望する振込先金融機関を記入してください。）**

振込先口座  該当する□に✓印をして 必要に応じて住所を記載 してください。	<input type="checkbox"/> 申請者本人の名義の振込先口座への入金を希望する。 <b>【原則こちらを選択して下欄へ口座を記入してください】</b>
	<input type="checkbox"/> 申請者以外の名義の振込先口座への入金を希望する。 [ <input type="checkbox"/> 生徒の口座 <input type="checkbox"/> 申請者以外の保護者の口座 ]  <u>振込先口座の名義人の住所</u> <input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる <b>【下欄に記載してください】</b> { 住所： 〒 _____ }
金融機関・支店名	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合 本店 支店 出張所 ( )
預金種目	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

※ 振込先金融機関の確認を行うため、下記の「通帳の写し・健康保険証の写し等貼付欄」に振込先金融機関名、支店名、預金種目、口座番号及び口座名義が確認できる通帳のページを貼り付けてください。

**【通帳の写し・健康保険証の写し等貼付欄】**

- ・ 振込先口座については、原則、申請者（保護者）又は生徒名義の口座としてください。
- ・ 振込先金融機関を確認できる通帳の写し等を貼付してください。
- ・ 対象となる高校生等以外に15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合には、当該兄弟姉妹の健康保険証の写しを貼付してください。

## 記入上の注意（高校生等奨学給付金）

【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。

- ア 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- イ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ウ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④高等学校（フレキシブル平日登校）」、「⑤高等学校（フレキシブル通信教育）」、「⑥中等教育学校後期課程（全日制）」、「⑦中等教育学校後期課程（定時制）」、「⑧中等教育学校後期課程（通信制）」、「⑨高等専門学校（1～3学年）」、「⑩専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑪専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑫専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑬専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑭専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑮専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑯各種学校（外国人学校）」、「⑰各種学校（その他）」の別を記入してください。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください

ア 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。

- ① 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ② 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③ 法人である未成年後見人
- ④ 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ⑤ その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

イ (1)に該当するときは、7月1日現在の生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることがわかる証明書（別紙様式「生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書」に福祉事務所で証明を受けたもの等）を提出してください。

ウ (2)(ア)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

(2)(ア)②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「特別な事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」は、(2)(ア)④及び⑤並びに(2)(イ)の「親権者が存在しない場合」に含まれます。

エ (2)(ア)①又は③に該当するときは、保護者等全員の所得に関する書類を添付してください。

オ (2)(ア)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の所得に関する書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

【扶養親族等の状況について】の欄は、次によって記入してください。

15歳（中学生は除く。）以上23歳未満の扶養者について記入し、扶養を確認できる書類（健康保険証の写し等）を添付してください。ただし、対象となる高校生等が、通信制課程（フレキシブル課程通信教育コースを含む）に在籍している場合は、この欄についての記載及び扶養を確認できる書類（健康保険証の写し等）の提出は不要です。

### 留 意 事 項

ア 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。

イ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。

ウ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。

エ 不正に奨学給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。